

# 冷蔵倉庫業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

令和2年5月14日策定  
令和2年6月19日改定  
令和2年7月22日改定  
令和3年5月20日改定  
令和3年12月22日改定  
令和4年12月20日改訂  
令和5年3月13日改定

(一社) 日本冷蔵倉庫協会

## 1. はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和5年2月10日変更）、以下「対処方針」という。）をはじめとする政府の諸決定を踏まえ、冷蔵倉庫業における新型コロナウイルス感染予防対策として、すでに配布し、各事業者において参照実行中の「冷蔵倉庫業者のための新型インフルエンザ対応マニュアル」（2009年12月作成）と「新型肺炎への対応について」（2020年2月作成）に加え実施すべき基本的事項について整理したものである。

冷蔵倉庫業は、我が国の国民生活や経済活動を支える重要なインフラであり、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び対処方針に基づき、緊急事態においても必要な機能を維持することが求められている。同時に、事業者として従業員及び取引先等の関係者を守るための自主的な感染防止のための取組を進めることにより、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止していくことも求められている。

このため、事業者は、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」と「講じるべき具体的な対策」を踏まえ、個々の事業所の様態等も考慮した創意工夫も図りつつ、新型コロナウイルスの感染予防に取り組むとともに、社会基盤としての役割を継続的に果たすよう努力することとする。

なお、本ガイドラインは、会員企業等が行う感染防止対策を想定したものであるが、会員企業等以外の事業者が行う対策の一助となることも期待する。

また、本ガイドラインの内容は、専門家の知見を得て作成したものである。今後も、感染症の動向や専門家の知見、対処方針の改定等を踏まえ、適宜、必要な見直しを行うものとする。

## 2. 感染防止のための基本的な考え方

事業者は、事業所の立地や作業空間等の様態を十分に踏まえ、事業所内や通勤経路を含む周辺地域において、従業員等への感染拡大を防止するよう努めるものとする。このため、「三つの密」が生じ、クラスター感染発生リスクの高い状況を回避するため、最大限の対策を講じる。

接触感染・飛沫感染・マイクロ飛沫感染の経路に応じた感染防止策を講じる（オフィス、休憩室等はもとより車輦内部や共同生活空間等、特に密になりやすい空間の共用を極力避けるか、やむを得ない場合、換気徹底、パーティション設置、会話を控える等の工夫。）。

三密（密集・密閉・密接）のいずれかに該当する場面では、一定の感染リスクが避けられないことから、密集・密閉・密接のいずれも避けるよう日頃から徹底する。

マスクの着用については、重症化リスクの高い人等に感染させない配慮は継続しながら、個人の判断に委ねることを基本とする。本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されることを踏まえ、事業者から従業員に対して、必ずしもマスクの着用を呼びかける必要はない。

マスクの着用が個人の判断に委ねられる場合であっても、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、従業員にマスクの着用を求めることが許容される。

## 3. 講じるべき具体的な対策

厚生労働省および政府等からの指導に基づき実行が求められる事項を以下に列挙する。

## (1) 健康管理

- ・ 従業員（雇用関係の有無に関わらず、事業所内で勤務する者）に対し、出勤前と入社時に、体温や症状の有無を確認させ、発熱（高熱微熱を問わず）や咳・咽頭痛があるなど体調の悪い者は自宅待機とする。また、勤務中に体調が悪くなった従業員も、その従業員に対し、抗原簡易キットを活用して職場や自宅等において検査を実施するよう促すとともに重症化リスクや症状の重篤度に応じて医療機関の受診等を促すことも検討する。
- ・ 発熱や体調が悪く自宅待機となった従業員には、毎日、健康状態を確認した上で、症状に改善が見られない場合や当初から症状が重いと感じる場合には、かかりつけ医や発熱外来、受診・相談センター等への相談を指示する。症状が改善した場合であっても、入社判断を行う際には、学会の指針※1などを参考にする。

※1 日本渡航医学会-日本産業衛生学会作成「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」など  
(<https://www.sanei.or.jp/images/contents/416/COVID-19guide0511koukai.pdf>)

厚生労働省「オミクロン株のBA.5系統への置き換わりを見据えた感染拡大に対応するための医療機関・保健所への負担軽減について」（令和4年8月24日最終改正）

(<https://a.msip.securewg.jp/docview/viewer/docN156E50180AF686ae8565cce7c53970e9f15363e16359071d2e2cc8dac9c702045e2f3fcfc75e>)

## (2) 通勤

- ・ 管理部門などを中心に、在宅勤務（テレワーク）が可能な従業員には、これを励行する。
- ・ 公共交通機関を使わずに通勤できる従業員には、道路事情や駐車場の整備状況を踏まえ、通勤災害の防止に留意しつつ、自家用車、自転車、徒歩などを励行する。

## (3) 勤務

- ・ 従業員に対し、始業時、休憩後を含め、定期的な手洗いを徹底する。このために必要となる水道設備や石けんなどを配置する。また、水道が使用できない環境下では、手指消毒液を配置する。
- ・ 従業員が、1～2メートルを目安に、一定の距離を保てるよう、作業空間と人員配置について最大限の見直しを行う。

- ・ 咳エチケットについて徹底し、大声を出さないように施設内で掲示等を行うなど啓発徹底を行う。
- ・ 室内では換気を徹底する。適切な空調設備を活用した常時換気又はこまめな換気（1時間に2回以上、かつ、1回に5分間以上）の徹底し、乾燥する場面では、湿度40%～70%を目安に加湿する。CO2測定装置の設置と常時モニター（1000ppm以下）の活用も検討する。（※機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。）なお、CO2測定装置を設置する場合、室内の複数箇所で測定し特に換気が不十分となりやすい場所に設置する。また、HEPAフィルタ式空気清浄機やサーキュレーターの補助的併用も検討する。
- ・ ロッカー使用（時間・場所）を分ける等により、混雑や接触を可能な限り抑制する。自家用車での通勤者など、自宅で作業服に着替えることが可能な従業員には、これを励行する。
- ・ 朝礼や点呼などは、小グループにて行うなど、大人数が一度に集まらないようにする。
- ・ 作業エリアごとに区域を整理（ゾーニング）し、従業員が不必要に他の区域との往来しないようにする。また、一定規模以上の事業所などでは、同一業務の班分けやシフトを行い、できる限りグループ単位で管理できるようにする。
- ・ 事務室等の閉鎖空間は30分ごとに窓を開放する等十分に換気する。
- ・ 毎日の勤務者配置図を作成し、保存する。
- ・ 社内会議はできる限り少なくし、必要な場合でも時間を短くし、人の間隔を取り換気を十分行う。また、可能ならテレビやネット会議を導入する。
- ・ 来訪者の事前把握に努め、可能なら電話・メール等で済ませる。

厚生労働省「令和5年3月13日以降のマスク着用の考え方について」

([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html))

#### （4）休憩・休息

- ・ 休憩・休息をとる場合には、屋外であっても1～2メートル以上の距離を確保するよう努める、一定数以上が同時に休憩スペースに入らない、屋内休憩スペースについては換気を行うなど、3つの密を防ぐことを徹底する。また、入退室前後の手洗いを徹底する。

- ・ 食堂等での飲食についても、食事場所の分散、時間をずらす、椅子を間引くなどにより、1～2メートル以上の距離を確保するよう努める。また、対面で座らないようにするか難燃性シート・ボードなどで遮蔽する。
- ・ 人数制限や利用時間をずらす工夫も行う。

## (5) 設備・器具

- ・ 個々の従業員が占有することが可能な器具については、共有を避ける。
- ・ ゴミはこまめに回収し、ビニール袋に密閉する。ゴミの回収など清掃作業を行う従業員は、作業後に手洗いを徹底する。
- ・ 冷蔵倉庫庫内等温度管理上障害があるスペース以外の常時又はこまめな換気に努める。
- ・ 食品衛生法等の設備衛生基準を満たしているか再度確認する。

## (6) 入出庫トラックドライバー等来訪者、部外者の立ち入り

- ・ 施設見学等を開催する際には、参加者にも手指衛生等の都道府県が示す感染対策を徹底するよう周知する。
- ・ ドライバー等の受付は防護シート等を設置し口頭飛沫の拡散を防止する。ただし、熱源等のそばに設置せざるを得ない場合は燃えにくい素材を使用すること。※2

※2 消防庁の事務連絡等を参照するとともに不明な点は最寄りの消防署に相談すること。

[https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/200722\\_yobou\\_1.pdf](https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/200722_yobou_1.pdf)

- ・ 受付に手指消毒液を配備する。
- ・ 全ての来訪者に対し健康状態の確認と検温を実施の上、従業員に準じた感染防止対策を求める。
- ・ このため、事業所入口に感染対策実施中及びそれに対する協力依頼文書等を掲示する。あらかじめ、寄託者及び来訪が予想される者が所属する企業等に、事業所での感染防止対策の内容を説明する等により、理解を促す。

## (7) 従業員の意識向上

- ・ 従業員に対し、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。このため、例えば、これまで新型コロナウイルス感染症対

策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす10のポイント」や『新しい生活様式』※3の実践例」を周知するなどの取組を行う。

- ・ 新型コロナウイルス感染症から回復した者やその関係者が、事業所内外で差別されるなどの人権侵害を受けることのないよう、従業員を指導し、円滑な社会復帰のための十分な配慮を行う。

※3 [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_newlifestyle.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html)

## (8) 倉庫棟以外での冬季の寒冷的な場面における感染防止対策の徹底

- ・ 冬季の寒い環境での適切な換気（機械換気や室温が下がらない範囲での常時窓開け）や適度な保湿（加湿器の使用等により湿度40%以上を目安）が新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に有効であり、特に密が発生しやすい場所では、換気状況等を確認することが有効である。※4

※4 <https://www.zenmenren.or.jp/pdf/20201113.pdf>

## (9) 職場における検査の促進

- ・ 普段から、健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態を把握する。
- ・ 体調が悪い場合には出勤せず、自宅療養する社内ルールを徹底する。
- ・ 出勤後に少しでも体調が悪い従業員が見出された場合や従業員が発熱など軽度の体調不良を訴えた場合、その従業員に対し、抗原簡易キットまたはPCR検査キットを活用して職場や自宅等において検査を促すとともに重症化リスクや症状の重篤度に応じて医療機関の受診等を促すことも検討する。
- ・ 抗原簡易キット等での検査結果が陽性であった場合、65歳未満の重症化リスクの少ない者であって、症状が軽い又は無症状の者は、自己検査結果を健康フォローアップセンター等に連絡し、医療機関の受診を待つことなく健康観察を受けることが可能であるが、重症化リスクの高い者は、検査の実施によって受診が遅れることがないよう留意すること。
- ・ 抗原簡易キット等の購入する際に、
  - ①検体採取に関する注意点等を理解した職員の管理下での自己検体採取をする。
  - ②国が承認した抗原簡易キット等を用いることが必要。
- ・ これら具体的な手順、キットの購入申込先リスト等については、下記URLを参照。

令和4年10月19日事務連絡「職場における積極的な検査等の実施手順（第3版）について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001003217.pdf>

令和3年8月13日事務連絡「職場における積極的な検査の促進について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf>

## (10) その他

- ・ 衛生管理責任者と保健所との連絡体制を確立し、保健所の聞き取り等に必ず協力する。

(以上)